

令和5年第13回大山町教育委員会

招集年月日 令和5年11月30日（木） 午後1時30分

招集場所 名和公民館 第1会議室

出席委員

1 番		門脇明子	2 番		向陽寛孝	3 番		朧山洋美
4 番		山本健一						

その他の出席者

日 程

1. 開会宣言（午後 時 分）

2. 議事日程の報告

日程第 1 会議時間の決定 自 午後 時 分 至 午後 時 分

日程第 2 教育長報告並びに連絡事項

日程第 3 報告第 1 号 議会の議決を経るべき事件の議案について
（令和5年度大山町一般会計補正予算（第7号） 教育委員会所管の予算）

日程第 4 議案第 1 号 議会の議決を経るべき事件の議案について
（大山町教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の一部改正）

日程第 5 議案第 2 号 議会の議決を経るべき事件の議案について
（大山町公民館条例の一部改正）

日程第 6 議案第 3 号 議会の議決を経るべき事件の議案について
（令和5年度大山町一般会計補正予算（第8号） 教育委員会所管の予算）

日程第 7 議案第 4 号 大山町人権教育推進員設置規則を廃止する規則について

日程第 8 議案第 5 号 指定学校の変更について

（裏面あり）

3. その他

4. 次回の開催日程 令和5年12月 日 () 午 時 分

5. 閉会宣言 (午後 時 分)

報 告 事 項

月 日	曜日	件 名
10 月 28 日	土	町総合文化祭、大山西小学習発表会、大山小学習発表会、中山小学習発表会
29 日	日	町総合文化祭、イングリッシュキャンプ「大山賛歌」ステージ発表
31 日	火	第2回県市町村教育行政連絡協議会
11 月 2 日	木	大山中学校文化祭
3 日	金	町内各中学校文化祭
6 日	月	名和小学校学校訪問、学校給食業務委託審査委員会
7 日	火	大山保育所古道ウォーク
8 日	水	中山みどりの森保育園計画訪問
9 日	木	大山ひめぼたる保育園計画訪問、六長合同会議
10 日	金	大山保育所計画訪問
11 日	土	中山みどりの森保育園お泊り保育
13 日	月	大山小1年生・大山保育所年長秋みつけ
14 日	火	大山西小学校学校訪問
15 日	水	大山小学校芝ボランティア
16 日	木	名和中学校学校訪問
17 日	金	議会全員協議会
19 日	日	第2回西部町村職員採用試験
21 日	火	大山小学校学校訪問、西伯郡教育長会
22 日	水	中山小学校学校訪問
27 日	月	議会臨時会、犯罪被害者支援ネットワーク会議
28 日	火	西部就学支援委員会
29 日	水	西部地区市町村教育長連絡協議会
30 日	木	定例教育委員会

今 後 の 予 定

12 月 1 日	金	大山町議会12月定例会本会議開会(報告、提案理由説明)
5 日	火	大山町議会本会議(議案の質疑)
11 日	月	六長合同会議
13 日	水	議会一般質問(～14日)

報告第1号

議会の議決を経るべき事件の議案について

(令和5年度大山町一般会計補正予算(第7号) 教育委員会所管の予算)

令和5年第9回大山町議会臨時会の補正予算について、大山町教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第3条第1項の規定により、教育長が臨時に代理したので、同条第2項の規定により報告する。

令和5年11月30日

大山町教育委員会教育長 鷺見 寛幸

【参考】

○大山町教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則

(委任)

第2条 教育委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

(3) 教育予算その他議会の議決を経るべき事件の議案についての意見の申出に関すること。

(臨時代理)

第3条 教育長は前条各号に掲げる事務について緊急に処理する必要があると認める場合において、教育委員会を招集するいとまがないとき、又は教育委員会の会議が成立しないときは、これを臨時に代理することができる。

2 教育長は、前項の規定により前条各号に掲げる事務を臨時に代理したときは、次の教育委員会においてこれを報告しなければならない。

議案第 1 号

議会の議決を経るべき事件の議案について

(大山町教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の一部改正)

このことについて、町長から地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 29 条の規定に基づく意見を求められたので、同意を求める。

令和 5 年 11 月 30 日

大山町教育委員会教育長 鷺見 寛幸

【参考】

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律

(教育委員会の意見聴取)

第 29 条 地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合においては、教育委員会の意見をきかなければならない。

議案第 2 号

議会の議決を経るべき事件の議案について
(大山町公民館条例の一部改正)

このことについて、町長から地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 2 9 条の規定に基づく意見を求められたので、同意を求める。

令和 5 年 1 1 月 3 0 日

大山町教育委員会教育長 鷲見 寛幸

【参考】

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律
(教育委員会の意見聴取)

第 29 条 地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合においては、教育委員会の意見をきかなければならない。

議案第 3 号

議会の議決を経るべき事件の議案について

(令和 5 年度大山町一般会計補正予算 (第 8 号) 教育委員会所管の予算)

このことについて、町長から地方教育行政の組織及び運営に関する法律 (昭和 31 年法律第 162 号) 第 29 条の規定に基づく意見を求められたので、同意を求める。

令和 5 年 11 月 30 日

大山町教育委員会教育長 鷺見 寛幸

【参考】

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律

(教育委員会の意見聴取)

第 29 条 地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合においては、教育委員会の意見をきかなければならない。

議案第 4 号

大山町人権教育推進員設置規則を廃止する規則について

大山町人権教育推進員設置規則を廃止する規則を次のように定めたいので、承認を求める。

令和 5 年 1 1 月 3 0 日

大山町教育委員会教育長 鷺見 寛幸

大山町人権教育推進員設置規則を廃止する規則

大山町人権教育推進員設置規則（平成 17 年教育委員会規則第 24 号）は、廃止する。

附 則

この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 5 号

指定学校の変更について

下記のとおり指定学校変更の申立てがあり、学校教育法施行令第 8 条の規定により、指定学校を変更するものとする。

令和 5 年 1 1 月 3 0 日

大山町教育委員会教育長 鷺見 寛幸

記

1. 指定学校変更の申立て 1 件 (詳細別紙) 認定件数 件